

一般競争入札の公告

元素分析装置 一式の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、公立大学法人滋賀県立大学契約事務取扱規程（平成18年公立大学法人滋賀県立大学規程第54号。以下「取扱規程」という。）第4条の規定により公告する。

令和7年6月23日

公立大学法人滋賀県立大学理事長 井 手 慎 司

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品名および数量 元素分析装置 一式
- (2) 購入物品の特質等 入札仕様書による。
- (3) 納入期間 令和7年12月25日(木)まで
- (4) 納入場所 公立大学法人滋賀県立大学 環境科学部（B6-201） （所在地）滋賀県彦根市八坂町2500

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 取扱規程第3条に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県における物品の買入れ等に係る競争入札参加資格を有する者であること。
- (3) (2)に規定する者以外の者で入札に参加する資格を得ようとする者については、滋賀県が定める審査に関する取扱いに準じて審査し、資格を与えた者とする。
- (4) 滋賀県物品関係指名等停止基準その他の滋賀県の機関が定める指名停止等の基準または公立大学法人滋賀県立大学における物品購入等契約に関する取引停止等の取扱要綱による指名停止等の措置期間中でないこと。
- (5) 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体およびその構成員でないこと。
- (7) 入札公告等に示した物品に係るアフターサービスの体制が整備されている者であること。
- (8) 入札参加者および代理人は、「入札参加資格確認申請書」を、令和7年7月2日(水)17時までに提出し、入札参加資格を有していることの確認を受けなければならない。
- (9) 国(公社、公団および独立行政法人を含む。) または地方公共団体と、当該入札に係る契約と種類をほぼ同じくし、かつ、規模が同等以上である契約を締結し、誠実に履行したこと。

3 入札執行の日時および場所、契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す期間 令和7年6月23日(月)9時から令和7年7月2日(水)17時まで
- (2) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問い合わせ先
(機関名) 公立大学法人滋賀県立大学事務局財務課 (郵便番号) 522-8533、(所在地) 滋賀県彦根市八坂町2500
- (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、滋賀県立大学のホームページからダウンロードできる。
- (4) 入札説明会の日時および場所 行わない。
- (5) 入札の日時および場所 令和7年7月7日(火) 10時00分 滋賀県立大学事務局 A0棟3階 第2会議室
入札が本学の定める予定価格を上回り不調となった場合、再入札を行います。
再入札の日時および場所 令和7年7月7日(火) 滋賀県立大学事務局 A0棟3階 第2会議室
- (6) 開札の日時および場所 入札の終了後直ちに行う。

4 入札方法等

- (1) 入札執行については、公立大学法人滋賀県立大学会計規則（平成18年公立大学法人滋賀県立大学規則第4号）および取扱規程の規定によるものとする。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者またはその代理人

は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定方法

公立大学法人滋賀県立大学が認めた入札参加者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

6 保証金

入札保証金および契約保証金については、取扱規程の規定による。なお、入札保証金の免除を申請する場合は、令和 7 年 7 月 2 日 (水) 17 時までに手続きを行うこと。

7 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 取扱規程第 15 条に該当する場合
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札

8 郵送等による入札の可否 不可

9 同等品等による入札の可否 可

10 契約手続きにおいて使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨

11 その他必要事項

(1) 入札参加者に要求される事項

入札参加者は、落札者の決定までの間において、公立大学法人滋賀県立大学から提出書類等に関し説明を求められた場合は、自らの負担において完全な説明をすること。

(2) 代理人の入札

代理人が入札を行う場合、代理人は入札開始前に入札執行者に委任状を提出しなければならない。なお、この場合の入札書には委任状の受任者欄に記載されたとおりの氏名を記入し同じ印を押印すること。

(3) くじによる落札者の決定

同価の入札者が 2 人以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。なお、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを辞退することはできない。

同価の入札をした者のうち、出席しない者がいるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。

(4) 再度入札

各参加者の入札のうち予定価格の制限の範囲内に入札がないとき（最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき。）は、入札参加者またはその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちに、その他の場合にあつては速やかに別に定める日時において入札をする。

(5) 書換え等の禁止

一度提出した入札書は書換え、引換え、または撤回をすることはできない。

(6) 契約書の提出

落札者は、落札決定の日以後 7 日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。

(7) 鉛筆その他訂正が容易な筆記用具により記載された入札は無効とする。

(8) その他詳細は、入札説明書等による。